

訪れるみんなが 過ごしやすい場所にしませんか？

OMOTENASHI IN YAMAGATA

外国人旅行者が、山形県の素晴らしいおもてなしを満喫して、リピーターとして何度も訪れたいくなる、そんな場所づくりを支援します。



山形県では、外国人宿泊者数の増加や県内での消費拡大を促進するため、インバウンド受入態勢整備に取り組む県内民間事業者等に対する補助事業を実施します。(令和2年度山形県インバウンド受入環境整備事業費補助金)

どんな補助があるの？

- (1) 外国語(多言語)対応
- (2) Wi-Fi環境の整備
- (3) 免税機器等の導入(免税手続き一括カウンターの整備を含む。)
- (4) キャッシュレス環境の整備
- (5) インバウンドに対応した施設のユニバーサル環境整備
- (6) その他外国人観光客の受入促進のための環境整備に必要な経費と認められるもの

※ 令和3年2月末までに事業を完了することが必須です。



Wi-Fi環境整備済みの施設は
下記の外国語(多言語)対応にも
取り組んでいます(一例)

事業の組み合わせ次第で
相乗効果が期待できます！



多言語HPの開設



QRコードの活用
(キャッシュレス決済や、
多言語パンフレットに掲載して
HPへの誘導が可能)



デジタルサイネージ、翻訳機や
AIチャットボット(AIアシスタントも含む)の活用



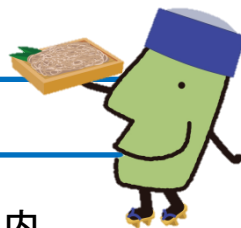
オンライン上に
予約システムの追加

【過去の支援事業者の声】

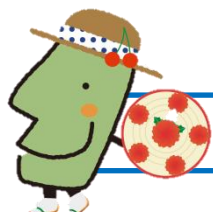
当旅館内の案内板をデジタルサイネージ化したことで、多言語及び画像で瞬時に本県の魅力を伝えられるようになっただけでなく、これまで手書きしていたことで掛かっていた時間(利用者や料理は日々変動するため)を使って、サービスから一歩進んだおもてなしに充てることできるようになりました。



補助額はどのくらい？



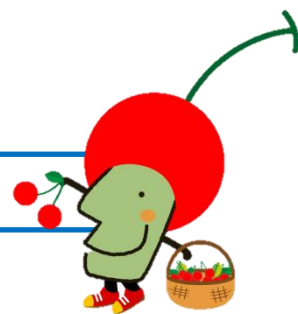
補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く)の1/2以内
(補助額の上限額は100万円、千円未満は切り捨て)



だれが申請できるの？

県内の宿泊施設、観光施設、
その他インバウンドの拡充に意欲のある民間事業者等

いつまで申請できるの？



申請期限: 令和3年1月29日(金)

※ただし、補助金の総額が予算額に達した時点で終了します。



もっと知りたい！

その他詳細については、[県ホームページ](#)をご覧ください。
(山形県内の民間事業者等が行うインバウンド受入環境の整備を支援します【令和2年度】)



【問い合わせ先】

山形県観光文化スポーツ部

イン・アウトバウンド推進課

イン・アウトバウンド企画担当: 本間(知)

TEL: 023-630-2289

FAX: 023-630-2367

E-mail: [上記県ホームページ一番下「この記事に対するお問い合わせ」のE-mail部分からリンクを開いてください。](#)